

大規模地震発生時における臨時動員体制運営要領

平成 30 年 4 月改正版

(目的)

第 1 条 この要領は、岐阜県地域防災計画に定めるほか、大規模地震発生時における臨時動員体制に関する必要事項を定め、災害対策本部、支部等防災中枢機能の迅速な立ち上げを図ることを目的とする。

(緊急参集)

第 2 条 職員は、勤務時間外、休日等において県内に震度 5 強以上の地震を覚知したときは、次のとおり直ちに参集するものとする。

- ① 防災関係職員等で予め勤務地等参集すべき場所を指定された者は、その参集場所に参集する。
- ② 上記以外の職員で、勤務地から徒歩又は自転車で 1 時間以内の地に住所を有する者は、その勤務地に参集する。
- ③ 上記①及び②以外の職員は、最寄りの県庁又は総合庁舎等(古川土木事務所の庁舎を含み、以下「庁舎等」という。)に参集し、災害対策本部・支部の一員として初期の緊急対策に当たる。

(参集途上の情報収集)

第 3 条 職員は、参集する途中において市内の被害状況等を把握し、参集後災害対策本部・支部に報告するものとする。

(緊急初動特別班の編制)

第 4 条 県本部長及び支部長は、非常体制をとる場合は緊急初動特別班を設置する。

- 2 緊急初動特別班の班員は、庁舎等から徒歩又は自転車で 20 分以内の地に住所を有する職員の中から予め指名する。
- 3 緊急初動特別班に指名された職員は、参集後直ちに次の任務に就くものとする。
 - ① 災害対策本部の設置準備
 - ② 関係機関との連絡調整
 - ③ 被害情報の収集